

いじめ防止等の基本的な方針

浜松市立船越小学校

1 はじめに

いじめ問題の解決は、学校教育の喫緊の課題です。昨今、いじめにより児童が自らの尊い命を絶つという痛ましい事件が、全国的に相次いで発生するなど、大変憂慮すべき状況にあります。

いじめ問題の背景には、児童たちを取りまく様々な要因が絡み合っていると考えられますが、その解決にあたっては、「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があります。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに浜松市立船越小学校の「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

いじめの早期発見・早期対応は大変重要ですが、対症療法のみでは根本的ないじめの解決にはなりません。本校では、早期発見・早期対応はもとより、**道徳の授業を核**として「なかよし活動」「縦割り清掃」なども活用して集団づくりに力を入れ、集団の中で一人一人の児童の心（親切・思いやり・公正公平・善悪の判断・感謝・生命の尊さ…**道徳の重点とリンクさせる**）をしっかりと育てていくことにより、いじめを生み出さない、いじめや問題が起きても集団の力で解決していける学級・学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。

今、学校にとって一番大切なことは、もう一度「教育とは何か」という原点に立ち返り、人との関わりの中で一人一人の児童にしっかりと生きる力を育てることだと考えています。そして、「明日も登校したくなる魅力あふれる学校」づくりの中で、児童一人一人の自己肯定感を高めていくこともいじめを生み出さないために重要な課題だと考えています。

この基本的な方針では、「いじめの防止等のための基本的な考え方」「いじめの防止等のための対策」「重大事態への対処」の3つの柱で構成しました。この方針のもと、いじめの問題について全職員で共通理解を図るとともに、すべての児童たちが生き生きと目を輝かせ、安心して楽しく学校生活を送ることができるようよりよい集団づくりの取り組みにより一層努めていきたいと思っております。また、地域や保護者との連携及び啓発活動を推進し、地域ぐるみでいじめを生み出さないための取り組みを推進していきたい

と考えます。

2 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1)いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するか否かを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、児童や周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。

(2)いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかつたり閉鎖的だつたりする問題、「観衆」がはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

(3)いじめの考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめ防止対策推進法 第四条)

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象とした対応が求

められます。

いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい児童を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめを行わない児童を育てていきます。学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応します。学校や家庭、地域等が連携し、児童の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に取り組んでいきます。

3 いじめ防止等のための対策

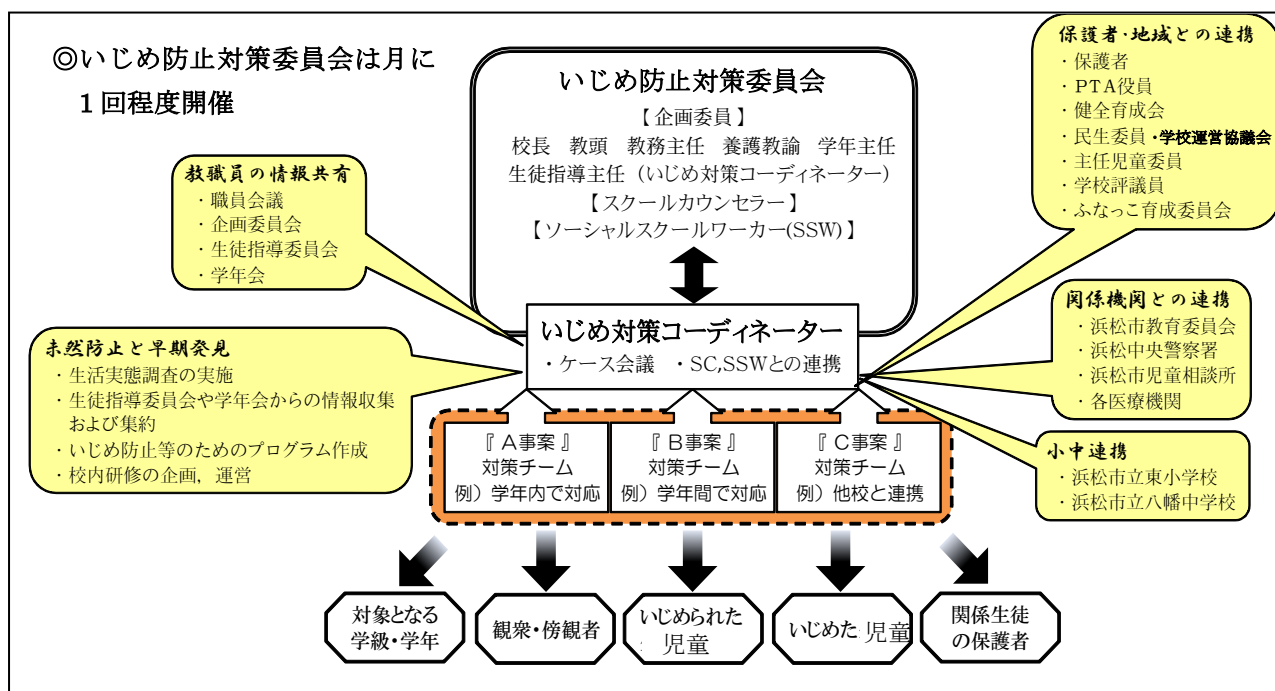
船越小学校は、浜松市教育委員会との適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進します。

(1)方針の策定・見直し

- ・ 船越小学校では、国、浜松市のいじめ防止等のための基本的な方針等を参考にし、学校の実情に応じ、「船越小学校いじめ防止等の基本的な方針」を策定します。
- ・ 「船越小学校いじめ防止等の基本的な方針」の策定にあたっては、PTA、地域の関係団体等に意見を求める等、実効性のある方針になるよう努めます。
- ・ 「船越小学校いじめ防止等の基本的な方針」策定後は、ホームページで公表するとともに、いじめ防止等への取り組みを充実させるために、教職員の意識や取り組みを学校評価等で定期的に点検し、必要に応じて基本方針を見直します。

(2)組織の設置

船越小学校では、いじめの防止等の対策のための組織を、以下のように設置します。



(3)未然防止

小学校では、浜松市教育委員会が作成した「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」に基づき、全教職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。また、以下の6項目（太字）について、重点的に取り組んでいきます。

（参照：いじめを未然防止・早期発見するための対策）

- ・ **重点価値項目（思いやり・親切・公正公平・感謝）を核とした道徳授業の充実**
- ・ **心を育む特別活動の充実（「なかよし活動」）**
- ・ **児童の自主的、自治的活動の場としての委員会活動、学級会活動の充実**
- ・ **学校だよりによる保護者や地域への啓発**
- ・ **年3回の校内生徒指導研修会を実施し、教職員の資質向上と共通理解を図る。**
- ・ **学習用タブレット型端末の導入を受けて、情報モラル教育の見直し**
- ・ 学校生活全般で、温かな聴き方、優しい話し方の指導。
- ・ 中学校区人づくり教育推進事業の推進

(4)早期発見

子供との信頼関係を深める日常的な取り組みを軸とし、日々の子供の様子から心の状態や変化をつかむように努めます。全児童を対象に「学校生活アンケート」「心のアンケート」を年2回、保護者を対象に「いじめアンケート」を年1回実施します。また、子供へのアンケート実施後は担任と子供との1対1の面談を行い、悩みや思いを聞いて、早期発見や早期対応に努めていきます。さらに、家庭や地域等と連携し、実態把握に努めます。ネット上のいじめへの対応としては、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において、書き込みを削除するよう強く要請します。また、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携して、プロバイダに対する削除要請を行います。また、犯罪性のある書き込みについては、中央警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求めます。

(5)早期対応

- ① 事実確認
 - ・ 正確に聞き取り、記録に残す。
 - ・ 関係職員が複数で聞き取りを行い、誤解や漏れがないようにする。
 - ・ 必要に応じて、アンケート調査を行う。
- ② 情報の共有
 - ・ いじめに関する情報については、担任や生徒指導主任だけにとどめることなく、校長や教頭、学年主任やいじめ対策コーディネーター、関係職員にすぐさま伝え、事実確認をする。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」による対応
 - ・ いじめ加害者へ指導と保護者との連携
 - ・ いじめ加害者の背景にある事柄の改善
 - ・ いじめ被害者の心のケア
 - ・ 望ましい人間関係作り、健全な集団作りのための継続指導、観察
 - ・ 教育委員会への報告

(6)指導計画

月	生活目標（例）	アンケート いじめ防止対策	地域・家庭とのかかわり、補導
4	日本一のあいさつを目指そう ※学年で到達目標を定める	校内生徒指導研修会①	参観会 家庭訪問、家庭確認
5	優しい言葉づかいをしよう （ふわふわ言葉を使おう）	生徒指導委員会① （兼いじめ防止対策委員会）	校内運動会 ふなっこ育成委員会①
6	目標に向かって努力しよう （1日1回は発表しよう）	心・生活アンケート① 子供との個別面談① 生徒指導委員会② （兼いじめ防止対策委員会）	水遊び禁止区域確認 ふなっこ情報交換会 参観会・懇談会
7	※（各学級でできなかった目標をもう一度）	アンケート振り返り①	個別面談 夏季県下一斉補導 地域祭典補導
9	日本一のあいさつを目指そう （相手の目を見て大きな声であいさつしよう）	校内生徒指導研修会② 生徒指導委員会③ （兼いじめ防止対策委員会）	心の教育推進協議会夢講演会
10	優しい言葉づかいをしよう （さん・くんをつけて名前を呼ぼう）	生徒指導委員会④ （兼いじめ防止対策委員会）	自由参観会 地域祭典補導
11	目標に向かって努力しよう （かけ算九九を完ぺきに覚えよう）	心・生活アンケート② 子供との個別面談② 三校合同学校保健委員会 生徒指導委員会⑤ （兼いじめ防止対策委員会）	いい声掛けデー 夢ふなっこ音楽会
12	※（各学級でできなかった目標をもう一度）	アンケート振り返り②	冬季県下一斉補導
1	日本一のあいさつを目指そう （相手の目を見て、会釈をしながらあいさつしよう）	校内生徒指導研修会③ 生徒指導委員会⑥ （兼いじめ防止対策委員会）	ふなっこ育成委員会②
2	優しい言葉づかいをしよう （先生には敬語・子供にはふわふわ言葉を使おう）	生徒指導委員会⑦ （兼いじめ防止対策委員会）	参観会・懇談会
3	1年間の目標に向かって、最後の努力をしよう （自信をもって中学校へ行けるように最後のおさらいをしよう）		

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 児童が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめが原因で、児童が相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、児童が一定期間連続して欠席しているとき。
- ・ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

学校は、発生した事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに、いじめ対策委員会を中心とした組織を設置します。また、重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で、教育委員会に報告します。

事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」、「誰が関わり」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合の調査

- ① 「いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍している児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うこと等が考えられます。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施していきます。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。
- ③ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をしていきます。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合の調査

- ① 児童の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手していきます。
- ② 調査方法としては、在籍している児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(3)情報の提供

学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった児童やその保護者に対して説明します。これらの情報提供に当たっては、学校は、児童のプライバシーや関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供します。

(4)報告・再調査

ア 報告

- ・ 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

イ 再調査

- ・ 市長が、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるきは、再調査を行います。